

総社市告示第84号

総社市中小企業保証融資要綱（平成17年総社市告示第89号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月2日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（融資条件） 第6条 融資の条件は、次に掲げるところによる。 （1）融資額 1 中小企業1,000万円 <u>（市長が特に緊急の支援を要すると認めた事業者（以下「要支援事業者」という。）が、平成28年10月31日までに融資を受ける場合にあつては、5,000万円）以内</u>（次条第3項の特別小口資金にあつては300万円以内） （2）～（6）略</p> <p>（保証料補給金の交付及び対象者） 第13条 市長は、設備資金、<u>特別小口資金及び運転資金（運転資金にあつては、要支援事業者が、平成28年10月31日までに融資を受ける場合に限る。）</u>の融資を受けた者に対し保証料補給金（以下「補給金」という。）を交付するものとする。</p>	<p>（融資条件） 第6条 融資の条件は、次に掲げるところによる。 （1）融資額 1 中小企業1,000万円以内（次条第3項の特別小口資金にあつては300万円以内） （2）～（6）略</p> <p>（保証料補給金の交付及び対象者） 第13条 市長は、設備資金<u>及び</u>特別小口資金の融資を受けた者に対し保証料補給金（以下「補給金」という。）を交付するものとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。